

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月、43年1月から同年3月までの期間及び47年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年3月
② 昭和43年1月から同年3月まで
③ 昭和47年1月から同年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間が未納であると言われた。各申立期間の保険料については、夫と一緒に納付したので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合計7か月と短期間であり、申立人夫婦は申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をほとんど納付しているとともに、60歳以後においては任意加入の上保険料を納付するなど、申立人夫婦の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の夫は国民年金保険料を夫婦同時に納付したとしているところ、事実、社会保険事務所保管の国民年金未納保険料納入通知により、夫婦同一日に過年度納付や追納が行われていることが確認できることから、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

さらに、いずれの申立期間も申立人の夫の保険料は納付されていることが確認できることから、納付意識の高い申立人夫婦が申立人の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 701

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月及び同年3月

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和49年2月及び同年3月の保険料の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。申立期間の国民年金保険料については、昭和49年2月下旬に住居登録のためA区役所の支所に行った際、国民年金の説明を受け加入手続を行い、その場で納付した。このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、それまで勤務していた会社を退職後、すぐに住民登録を行ったA区役所支所で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、事実、社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和49年2月21日）のわずか2週間後の同年3月5日ごろに払い出されたことが確認できることから、申立内容には信憑性が認められる。

また、申立期間は2か月と短期間であり、国民年金の加入動機及び保険料納付方法の記憶も具体的かつ鮮明であることを考えると、国民年金加入直後の申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月21日から同年8月1日まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録について照会したところ、事実と異なる回答を受け取った。昭和42年4月1日から56年9月20日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、事業所提出の在籍証明書並びに申立人提出の給料計算書及び社会保険等級変更通知書から、申立人がA社に申立期間も継続して勤務し（昭和42年8月1日にA社本社から同社B工場に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和42年7月21日の資格取得時の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和22年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

申立期間②について、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支社における資格取得日に係る記録を昭和22年11月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①及び②に関しては、明らかでないと認められる。

また、申立期間③について、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD社E支店における資格取得日に係る記録を昭和51年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和22年11月16日から23年1月6日まで
③ 昭和51年1月16日から同年2月1日まで

A社C支社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録について照会したところ、事実と異なる回答を受け取った。昭和22年4月1日に入社し61年12月31日に退職するまで毎月給料をもらっていたし、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、事業所提出の人事記録、事業主の回答、申立人提出

の退職金計算書及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社B支店に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和 22 年 5 月 1 日の資格取得時の記録から 600 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、事業所提出の人事記録、事業主の回答、申立人提出の退職金計算書及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は申立期間においてA社C支社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和 23 年 1 月 6 日の資格取得時の記録から 600 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間③について、事業所提出の人事記録、事業主の回答、申立人提出の退職金計算書及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてD社E支店に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、社会保険庁の昭和 51 年 2 月 1 日の資格取得時の記録から、20 万円とすることが妥当である。

なお、厚生年金保険の記録における資格取得日と雇用保険の記録における資格取得日がいずれも昭和 51 年 2 月 1 日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格取得日として届けたものと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月1日から42年1月4日まで

私は、A社に昭和41年11月1日に入社したが年金記録について先輩、同期の同僚に聞いたところ、私だけが入社当時の2か月間が抜けていた。給料明細書を添付するので、調査をして申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、同社からの回答及び給料支払明細書から、申立人が申立期間において同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給料支払明細書から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付の義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、社会保険事務所の記録におけるA社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和42年1月4日を資格取得日として届け出たものと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る41年11月及び同年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年10月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年5月から同年7月までは90円、同年8月から同年9月までは120円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月15日から同年10月1日まで

申立期間の厚生年金保険被保険者期間について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を受け取った。昭和17年4月からA社B製作所に勤務し、20年5月にC県D市に工場疎開をしたが、戦後、会社が解散となって同年9月30日に退職するまで勤務したことは確かである。申立期間に係る賃金明細書があるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和17年4月から20年9月30日までA社B製作所において勤務し、その間、厚生年金保険（当時の名称は労働者年金保険）に加入していたとしているが、社会保険事務所の記録では、同年5月15日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、申立人が保管していたA社B製作所と書かれている昭和20年5月分から同年9月分までの賃金明細書及び戦後の仕事内容、退職に至った事実関係の説明は具体性があり、文献の内容とも一致していることから判断すると、申立期間において同社同製作所に継続して勤務していたことが確認できる。また、上記の賃金明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ところで、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は昭和17年6月1日に被保険者資格を取得し、20年5月15日に被保険者資格を喪失した記録とな

っている。しかしながら、同社同製作所の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認でき、当該被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は無い。また、年金番号を払い出した際に作成される被保険者台帳索引票には、申立人の記録が存在し、申立人の年金番号及び17年2月1日に資格を取得したことが確認できるが、被保険者資格の喪失日については確認できない。さらに、申立人の年金番号に係る被保険者台帳には、17年2月1日に被保険者資格を取得し、オンライン記録と同じ20年5月15日に被保険者資格を喪失した記録となっている。一方、当該被保険者台帳の備考欄には、「一部照合済台帳 32.6.14」及び「自171至201名簿 20.5.17(焼失)」と記載されていることから判断すると、当該被保険者台帳の記録は、被保険者名簿が焼失したことにより資格喪失日が確認できないことから、焼失のきっかけと推認された戦災後の20年5月15日を資格喪失日に設定したものであることが推認できる。したがって、オンライン記録上の資格喪失日は、事実には則したものと認められない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実には則した喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間内に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が確認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められること等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和20年10月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金明細書の保険料控除額から昭和20年5月から同年7月までは90円、同年8月から同年9月までは120円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和63年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月31日から同年2月1日まで

昭和60年3月18日から63年1月31日まで在籍したA社の厚生年金保険加入記録の資格喪失年月日が間違っていると思う。63年1月分の給料から、同年1月分の厚生年金保険料が当月控除により控除されていた。退職日は事務処理の引き継ぎもあることから、同年1月末とした。

したがって、厚生年金保険被保険者資格喪失年月日は、昭和63年2月1日になると思うので、訂正していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの回答(受託社会保険労務士事務所が代理回答)及び同社が保管していた給与明細控から、申立人は申立期間において同社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年1月分の給与明細控から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、資格喪失日について、昭和63年2月1日として届け出るべきところを同年1月31日として届け出たと認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月分の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月から61年3月まで

私の国民年金記録を確認したところ、申立期間の納付記録の確認ができないとの回答を受け取った。昭和44年11月から61年3月まで、毎月婦人会の方が集金に来られ、自分の将来のために保険料を納めたはずであり、資格喪失手続をした記憶も無いので、申立期間について国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、任意加入の資格喪失手続を行った記憶が無いとしているが、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和54年2月26日に任意加入の資格を喪失した旨の記載が確認できるとともに、資格喪失年月日は社会保険事務所の特殊台帳及びA市役所が保管する国民年金被保険者名簿の記録と一致していることから、この時点において、資格喪失の手続がなされたものと考えられる。したがって、申立期間は未加入期間であるため、申立人に対し納付書が発行されず、保険料の納付ができなかったものと考えられる。

また、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から45年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年5月から45年7月まで

昭和48年2月に結婚した時に市役所に行ったら「未加入で保険料の納付事実もない。」と言われ、その場で国民年金の加入手続きと現年度分の保険料を納付した。

申立期間当時は、同僚であった夫とともに理容店に住込みで働いており、夫の国民年金保険料については、理容店の店主が納付していたと思う。当時の店主が夫の保険料のみを納付し、私の国民年金の加入手続きや保険料の納付を行わなかったはずはないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与していない上、申立人が国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行ってくれていたとする理容店店主は既に他界しているため、申立人の申立期間における国民年金の加入状況や保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時勤務していた理容店の店主が、申立人の国民年金加入手続き及び保険料納付を行ってくれたはずとしているが、元店主の妻は、従業員の国民年金保険料を店主が納付したことはないと言っているとともに、申立期間当時に同じ理容店に勤務していた同僚4人も、国民年金の加入手続き及び保険料納付は自ら行ったと言っている上、申立人の夫も、国民年金の加入手続き及び保険料納付は、店主が行ったのか、自ら行ったのか記憶が定かでないと言するなど、申立内容には不合理な点が認められる。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年2月ごろ払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間につ

いては時効により保険料を納付することができない上、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及び氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 704

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から51年9月まで

A団体を退職し将来のことを考えて、昭和44年11月ごろB市役所で自分が手続を行い国民年金に加入した。国民年金保険料については毎月B市役所で納付していたが、税金などと一緒に納付していたので、保険料の額はよく覚えていない。このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年11月ごろに国民年金の加入手続を行い、市役所で毎月保険料を納付したとしているが、B市役所及び社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は51年10月27日に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間の大部分については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金資格取得日は「51年10月1日」から「44年11月11日」に変更されていることが確認でき、かつ、この変更記録は、B市役所保管の国民年金被保険者名簿とも一致しているとともに、申立人が44年11月ごろに加入手続を行った形跡もうかがえない上、申立人は他の国民年金手帳を所持した記憶は無いとしており、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない。

さらに、申立人が一緒に保険料を納付していたとするその夫も、申立期間の保険料が未納である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年10月から45年3月まで

私が20歳になったころに町内会の婦人部の人に来て「国民年金保険料を納めて下さい。」と言われ、父が加入手続をし、父と母と私の3人分の保険料を集金して行った。町内会の婦人部の人、集金した何軒かの保険料をまとめて役場に納め、役場の人、原簿に領収印を押していたので、手元にはこれといった領収書は残っていないが、納めていたのは間違いないので、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、加入手続及び保険料の納付を行ったとするその父は既に他界しているため、国民年金の加入状況や保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年4月1日を資格取得日として同年6月1日に払い出されており、A町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿においても、申立期間は未加入期間とされていることから、納付組織に対し役場から連絡がなされなかったため、申立人の父が申立人の保険料を納付できなかったものと推認されるほか、通常は、納付組織では過年度納付を取扱っていなかったため、申立人の国民年金加入手続が行われたと考えられる45年からさかのぼって保険料を納付したと考えるのも不自然である。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、その父が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から44年3月までの期間及び58年8月から60年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から44年3月まで
② 昭和58年8月から60年7月まで

私が結婚した昭和47年の5月ごろ、母から、私の国民年金保険料は全部納めてあるから、これからもきちんと納めていけと言われて国民年金手帳を渡されたので、申立期間①の保険料は納付済みのはずである。

また、昭和60年の秋ごろ、それまで申請免除を受けていた58年8月から60年7月までの保険料に係る追納通知が葉書で来た。平成3年ごろ、養護施設で母から「お前の国民年金はみんな払ったから。」と聞いた。したがって、昭和58年8月から60年7月までの国民年金保険料も納付済みのはずである。このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人が保険料を納付したとするその母は既に他界しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和47年5月ごろ、その母から国民年金手帳を手渡された際、保険料は全部納付してあると言われたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、44年4月1日を資格取得日として、同年4月以降に職権適用により払い出されたものと推認されるとともに、市役所及び社会保険事務所の記録においても、申立期間は未加入期間であったことが確認できることから、納付書が発行されず、保険料の納付ができなかったものと考えられる。

さらに、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないとともに、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、保険料納付に直接関与しておらず、保険料を誰が納付したかの記憶も曖昧なため、納付状況が不明である。

また、申立人は、申請免除を受けていた昭和58年8月から60年7月までの保険料に係る追納通知が60年秋ごろ届いたとしているが、社会保険事務所の記録により、申立人は、申立期間直後の60年8月から63年3月までの期間においても、申請免除であったことが確認でき、申請免除を継続しているにもかかわらず、申請免除期間内において、直前の申請免除期間の保険料について、追納を勧奨することは不自然と考えられる。

さらに、申立期間の保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から60年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月から60年7月まで

申請免除を受けていた昭和58年8月から60年7月までの保険料に係る追納通知が私と妻に対し、60年の秋ごろ葉書で来たので、妻が私の保険料(10万円から15万円の間だった。)をA市役所B地区事務所で追納した。このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年秋ごろ、葉書により申請免除を受けていた58年8月から60年7月までの期間の追納通知が来たので、その妻がA市役所B地区事務所において、当該期間の保険料を追納したとしているが、管轄の社会保険事務所が申請免除を受けていた被保険者に対して、直接、勸奨状を送付し追納勸奨を開始したのは平成4年1月であるとともに、A市役所は、同市役所B地区事務所では、申請免除期間の追納に係る保険料収納事務は取扱っていなかったと回答しており、申立人の主張する方法によっては、申立期間の保険料を追納することができないなど、申立内容には不自然な点が認められる。

また、申立人の妻が申立期間の保険料を追納したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 5 月 11 日から 29 年 6 月 18 日まで
② 昭和 30 年 7 月 31 日から 31 年 9 月 18 日まで
③ 昭和 31 年 9 月 18 日から 34 年 7 月 31 日まで

脱退手当金受給済みであることを、社会保険事務所で聞いたが、脱退手当金は受給していない。会社を退職したのは、妊娠・出産のためであり、当時、会社からは説明を受けた覚えもない。

どのように請求し、いくら受給しているのか、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B工場において申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和34年に資格喪失した女性のうち、脱退手当金の受給資格がある5人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、3人について資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているほか、そのうち連絡先の把握できた2人は「会社から説明を受け、請求手続をしてもらった。」と証言しており、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和34年12月4日に支給決定されているほか、被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者番号は、申立期間である3回の被保険者期間は同一番号で管理されている一方で、申立期間後の被

保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 404

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月1日から34年9月1日まで
大学在学中の昭和32年10月1日から、A社に専門職として入社して以降、同社の事業所に2年2か月間勤務し、在職中、勤務内容には変化が無かった。厚生年金保険の被保険者期間が退職前の2か月間しかないのは理解できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る社員名簿及び在籍証明書から、申立人が申立期間に同社に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、A社から提出された申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳に記載された資格取得日、資格喪失日、被保険者整理記号番号及び厚生年金保険被保険者番号は、社会保険庁及び社会保険事務所の記録と一致している。

また、申立人と同日に入社し、同様の仕事内容であった同僚一人についても、同社での資格取得日は申立人と同じ昭和34年9月1日となっている上、同社から提出された当該同僚に係る厚生年金保険被保険者台帳上の記載は、申立人と同様に、資格取得日、資格喪失日、被保険者整理記号番号及び厚生年金保険被保険者番号について、社会保険庁及び社会保険事務所の記録と一致している。

さらに、事業主は、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないと回答している上、申立人には申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたことについての具体的な記憶が無く、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月10日から同年9月1日まで
昭和34年か35年ごろから勤務していたA社で、昭和37年1月から厚生年金保険に加入することを了承し、国民年金を同年1月10日付けで辞めた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社（申立期間当時はB社）の事業を引き継いだC社に残されていた労働者名簿及び同僚の証言から、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人はA社（昭和38年5月1日設立）の元代表取締役の実弟であるところ、同社が法人化される以前から経営していた上記元代表取締役及びその妻が厚生年金保険に加入したのは、法人化された昭和38年5月1日ではなく40年1月4日となっており、経営者及びその同族について必ずしも厚生年金保険の加入に係る取扱いが適切に行われていなかったことがうかがえる。

また、事業を引き継いだC社は、「会社設立日は昭和41年2月1日であり、それ以前の資料は無く不明である。」としている上、A社において社会保険関係の事務を担当していたとされる元代表取締役の所在も不明のため、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用について同僚に照会したものの、事実を確認できる関連資料及び証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年5月から35年4月まで
② 昭和35年5月から37年5月まで
③ 昭和38年8月から39年6月まで

年金記録を確認したところ、A社（申立期間①）及びB社（申立期間②）については期間の相違があり、C社（申立期間③）については厚生年金保険の記録が抜けていた。いずれの会社も正社員として各申立期間に在籍、勤務していたことは間違いないので、各申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人及び同僚が記憶している工事を行った施設の工事の時期（D施設は昭和35年11月から36年6月まで、E施設は36年3月から同年9月まで）及び元従業員の証言（申立人の在籍は約3年であり、入社は34年ごろ）から、申立期間①のうち34年ごろからの勤務事実は推認できるが、それ以前の勤務について確認することができない。

また、複数の同僚が、申立期間当時は中途採用者について6か月から3年程度の見習期間があり、その間は厚生年金保険に加入しなかったと証言している上、申立時期に在籍していた中途採用の同僚は、入社後2、3年は見習期間であり、見習期間終了後に初めて厚生年金保険に加入したと証言していることを踏まえると、申立人についても、入社してから37年4月1日に厚生年金保険に加入するまで、見習い期間であった可能性を否定できない。

さらに、社会保険事務所保管のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。

加えて、同社は申立期間当時の資料はすでに廃棄したとしており、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 2 申立期間②について、申立人及び同僚が記憶している工事を行った施設の工事の時期（F施設は昭和37年6月から同年11月まで）、同僚の証言（申立人の入社は昭和37年5月より後）及び37年4月1日から同年6月1日まで別の事業所（A社）において厚生年金保険の加入記録があることを踏まえると、申立期間②の勤務事実を推認することができない。

また、B社は既に廃業しており、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 3 申立期間③について、同僚の証言から、申立人が申立期間のうち、昭和38年10月以降C社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C社の申立期間当時の事務担当者は、当時は1年以内で退職する従業員が多く、新卒者や中途採用者について3か月又は6か月程度の見習期間があり、その間は社会保険に加入させていなかったと証言している上、申立時期に在籍していた中途採用の同僚は、入社後7か月程度は見習期間であり、見習期間終了後に初めて社会保険に加入したと証言しており、同時期中途採用された別の同僚も社会保険に加入しないまま、1年程度で退職していることが確認できる。

また、社会保険事務所保管のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間③において健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。

さらに、C社は申立期間当時の資料は既に廃棄したとしており、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 4 申立人は、申立期間のいずれについても、各事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月1日から25年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和23年8月1日から25年5月1日まで記録が欠落しているとの回答を受け取ったが、私は、A社の社長の跡を継ぐため娘婿として入社し、常務として勤務しており途中で辞めたことはないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿謄本及び申立期間当時当該事業所に勤務していた従業員の証言により、申立人が申立期間において取締役として当該事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用について申立期間当時当該事業所に勤務していた従業員に照会したところ、その事実を確認できる関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、当該事業所は既に廃業しており、かつ、当時の事業主も既に他界していることから申立てに係る事実を確認することができない。

さらに、申立人は、社長の跡を継ぐために娘婿として入社し、昭和23年4月から常務取締役として代表取締役に準ずる立場にあったとしているが、社会保険事務所の記録により、代表取締役である申立人の義父も申立期間とほぼ同時期において厚生年金保険に加入していなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 17 日から 32 年 5 月 1 日まで
私は、A社B工場へ昭和 31 年 9 月 17 日に入社し、32 年 5 月 1 日まで勤務していた。
このため、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚二人の証言により、申立人が申立期間にA社B工場に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は申立期間当時、新入社員については臨時工で採用し、1年から2年の試用期間を設けていたとしており、また複数の元社員も同様の証言をしている上、事業主に照会したところ、「臨時工を厚生年金保険に加入させることにしたのは昭和 32 年 8 月 1 日からであった。」とも証言しており、事実、社会保険事務所の記録により、同日に資格を取得している者が 186 人いることが確認できる。このことから、申立人についても同日前については厚生年金保険の資格取得の手続きが行われなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。